

武豊町議会議長 石原 壽朗 殿

武豊町議会議員 甲斐百合子

一般質問の通告について

令和3年第2回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項

質問の要旨(具体的にご記入願います)

1. 意思疎通の取
り組みについて

【趣旨説明】
平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定され、国や地方公共団体等に対し、障害者から意思の表明があり、実施に伴う負担が過重でない範囲において、合理的配慮を行うことが義務化されました。
愛知県は、平成28年10月に「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を制定し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、選択の機会の確保と利用の拡大を図ることとしています。
役場や病院などの窓口、普段の買い物、また災害時など、様々な場面において、意思の疎通にご苦労されている方々は、聴覚に障害がある方だけでなく、病気や高齢、日本語の苦手な方など、実は多くいらっしゃいます。また、現在では、コロナ禍によるマスク着用によって、表情や口の動きがわからず、思うようにコミュニケーションをとることができない状況が起っています。
第6次武豊町総合計画に、「障害者解消法の理念や制度、相談窓口の周知を図るとともに、合理的配慮の提供体制の確保について検討する」とあります。
最近では愛知県が、「コミュニケーション支援アプリ」を作成しました。そこで、本町における、意思疎通の合理的配慮の取り組みについて以下質問します。

- 【質問事項】
- ① 窓口などにおいて、意思疎通にお困りの方には、どのような方々が考えられますか。
 - ② 現在、窓口などにおいて、意思疎通のためにどのような取り組みがされていますか。
 - ③ 窓口において、絵文字などを使って意思疎通を図ることができる「コミュニケーションボード」の作成・活用について、どのようにお考えになりますか。
 - ④ 町民が誰でも気軽に使えるように「コミュニケーションボード」を町ホームページからダウンロードできるようにURLやQRコードを掲載してはどうかと考えますが、いかがお考えになりますか。
 - ⑤ 災害時、意思の疎通が図れるように、「コミュニケーションボード」を避難所に設置する必要があると考えますが、いかがお考えになりますか。
 - ⑥ 「障害者差別解消法」にある文言、「意思の表明があった場合において」について、「実施に伴う負担が過重でないとき」について、本町のお考えをお聞きします。